

最近のトピックス

日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録

○登録無形文化財登録

➤ 令和3年12月 「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバコこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

○保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門 (こにし しんうえもん)

○ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和5年3月 エネコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 エネコ評価機関会合
- 令和6年11月 エネコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月 **ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定**

○「伝統的酒造り」に関する各種周知広報事業

➤ 国内外における「伝統的酒造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施



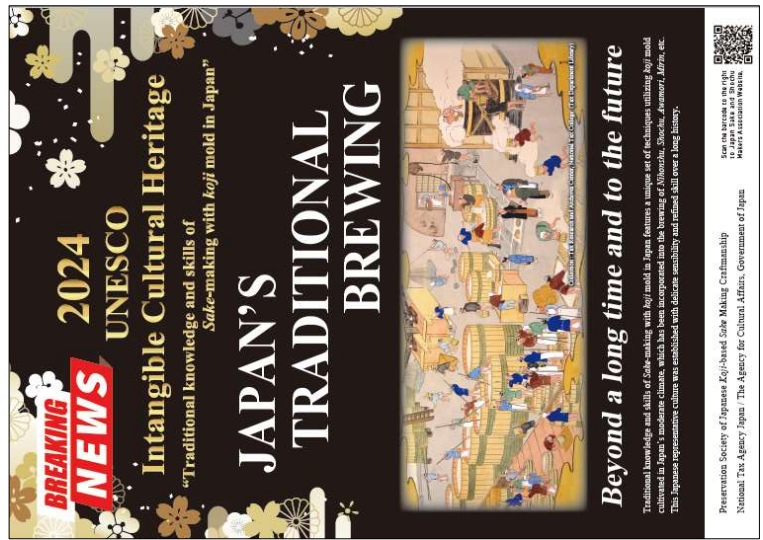
(国内でのシンポジウムの模様)



(海外でのシンポジウムの模様)



※ALT：小中学校等の外国語指導助手



アルコール健康障害対策推進基本計画（第3期）における国及び酒類業界の主な取組

IV 基本的施策

（令和8年3月27日閣議決定）

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

（現状等）

20歳未満の者への酒類販売・供与についての指導・取締りが図られ、不適切な飲酒の誘引の防止が推進された。

また、酒類業界では、広告・宣伝等についての自主基準の遵守や企業ホームページにおける年齢認証の導入等、酒類業者による企業等向けの適正飲酒セミナー開催などの取組に加え、酒類の容器へのアルコール量の表示について表示対象容器や表示ルール等の検討を行うなどの取組を進めている。酒類関係事業者には、今後も基本法を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するための自主基準の改定等の取組を講ずることが望まれる。

（目標）

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として、以下の施策を実施する。

（1）広告

○ 酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準について、業界内での周知徹底を図り、遵守を継続するとともに、酒類の交通広告については、特段の配慮を行い、状況に応じて自主基準の見直しを行う。

また、20歳未満の者の飲酒の誘引防止の観点から、企業のホームページにおいて、年齢認証等の導入に努めていく。

さらに、電子広告などの新たな広告媒体においても、20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者及びアルコール依存症の当事者に対して飲酒を誘引しないよう特段の配慮を行う。

○ 国は、広告等が依存症である者にどのような影響を与えるのかについて科学的知見の集積を図り、酒類業界は、知見を踏まえて必要な取組を検討する。

（2）表示

○ 酒類業界は、20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、引き続き、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上を図る。

○ 酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及状況や、飲酒ガイドラインの内容、活用・周知の状況や業界内での合意事項も踏まえ、酒類の容器へのアルコール量の表示の取組を推進する。

（3）販売

○ 酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含む、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。

また、20歳未満の者の飲酒防止、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、泥酔者等への酒類販売防止等の社会的要請への対応が困難な無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者への指導を継続する。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえ「酒類の公正な取引に関する基準」等にとり販売価格を設定することが望まれる。

アルコール健康障害対策基本法を踏まえた対応について(業界向け周知文)

令和8年4月28日

酒類業者の皆様へ

国税庁酒税課

アルコール健康障害対策基本法を踏まえた対応について

平素より、酒類行政及び税務行政について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

酒類は国民の生活に豊かさや酒いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成25年にアルコール健康障害対策基本法(以下「基本法」といいます。)が制定され、翌年6月1日から施行されています。

今般、基本法第12条に基づき、令和8年度から令和12年度を対象期間とする第3期アルコール健康障害対策推進基本計画(以下「基本計画」といいます。)が閣議決定されました。基本計画においては、「Ⅳ 基本的施策」の「2. 不適切な飲酒の誘引の防止」の中で、酒類の広告、表示及び販売に関する事項が記載されています(別添)。

また、基本法においては、「事業者の責務」として「酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害(注1)の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努める」(第6条)こととされているほか、「国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする」(第16条)とされており。

この点、酒類の広告宣伝は、受け手の意識や行動に影響を与えるものであることから、不適切な飲酒を誘引しないよう、例えば、20歳未満の者や妊産婦の飲酒に繋がるような場所(媒体)での広告や広告表現、一気飲みを助長するような広告表現は行わないなど、広告

場所(媒体)やその表現に特に配慮が必要です。

なお、酒類の製造及び販売を行う事業者団体で組織する「飲酒に関する連絡協議会」(注2)においては、「酒類の広告・宣伝及び容器表示に関する自主基準」を定め、不適切な飲酒の誘引の防止に取り組まれています。

酒類業者の皆様におかれましては、これらの趣旨を十分にご理解いただき、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮した事業活動を行っていただきますようお願いいたします。

(注1) 「アルコール健康障害」:

アルコール依存症その他の多量の飲酒、二十歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害(基本法2条)

(注2) 飲酒に関する連絡協議会加盟団体:

日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、ビール酒造組合、日本洋酒酒造組合、全国即売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、日本ワイナリー協会、日本洋酒輸入協会、一般社団法人全国地ビール醸造者協議会

(以 上)

【参考】 関連資料

(1) 第3期アルコール健康障害対策推進基本計画(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001680715.pdf>

(2) 酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kenkouhोगai/01.pdf>

国税システムの更改に伴うAI-OCRの導入について

国税庁では、令和8年9月24日に国税システムの更改を予定しています。

一部の書面申告等について、A I - O C Rで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。(A I - O C R様式は、書面の申告書等の様式です。e - T a xの申告には影響はありません。)

現行の様式とA I - O C R様式の比較は以下のとおりです。

現行様式				
CC1-5604		提出用		
酒 類 の 販 売 数 量 等 報 告 書				
(令和 年4月1日～令和 年3月31日分)		税務署番号 		
収受印				
令和 年 月 日 税務署長 殿	住所) 〒 (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)	(法人番号) 個人向けに、個人番号 の記載は不要です。 		
	報告者 (電話番号) () —			
	(電話) () —			
販売場の所在地及び名称		(電話) () —		
酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。				
区 分	卸売販売数量 (各業者に対する販売で、輸出数量を含まない。)		小売販売数量 (輸出数量を含まない。)	3月末在庫数量 (輸出入酒類の数量を含む。)
	対卸売業者 (単位：㊳)	对小売業者 (単位：㊳)	(単位：㊳)	(単位：㊳)
①清酒				
②合成清酒				
③連続式蒸留酒				
④単式蒸留酒				
⑤みりん				
⑥ビール				
⑦果実酒				
⑧甘味果実酒				
⑨ウイスキー				
⑩ブランデー				
⑪原料用アルコール				
⑫発泡酒				
⑬その他の醸造酒				
⑭スピリッツ				
⑮リキュール				
⑯雑酒				
合 計 (①～⑯の計)				
粉末酒 (フレイク)				
備 考 ①		□①一般酒販店（酒蔵、酒販専門店等）、□②コンビニエンスストア、□③スーパーマーケット、□④百貨店、□⑤生から缶詰外の販売店（ディスカウントストア等）。⑥その他 □⑦飲食業務用主体店、□⑧ホームセンター・ドラッグストア、□⑨その他		
備 考 ②		□酒類の販売は輸出のみ		
注）「卸売販売数量」欄の「対卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「对小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。		税理士署名 受理年月日 年 月 日 確認		

A I - OCR 様式

様式 ID

2 次元コード

酒 税

様式 ID NTAILI Y150010050



★

酒類の販売数量等報告書

年 月 日 提出

報告者	提出先	F01	税務署長	酒類名称場整理番号	法人番号
	氏名又は名称(フリガナ)	F03	代表者氏名(フリガナ)	R06	
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	R07	
	住所	F05	電話番号	F07	—
	住所支所	F06	—		
	通債日付印の年月日	(西暦) 年 月 日			

酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。

報告期間(自)	元号	年	月	日	報告期間(至)	元号	年	月	日
	L01					L02			

販売場	郵便番号	F01	—	電話番号	T01	—	—
	所在地	F01					
	名称	F02					
	概要(業種区分)	G01	1:一般酒販店(酒屋、酒類専門店) 2:コンビニエンスストア 3:スーパーマーケット 4:百貨店 5:1~4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6:その他(業務用卸主体店) 7:その他(ホームセンター・ドラッグストア) 8:その他(その他)				
		F03					

区分	卸売販売数量 (免許者に対する販売で、無印数量を含まない。)			小売販売数量 (無印数量を含まない。) (単位:L)			3月末在庫数量 (無印用済みの数量を含む。) (単位:L)	
	対卸売業者(単位:L)	対小売業者(単位:L)		対卸売業者(単位:L)	対小売業者(単位:L)		対卸売業者(単位:L)	対小売業者(単位:L)
① 清酒	G02	G03		G04			G05	
② 合成清酒	G06	G07		G08			G09	
③ 連続式蒸留焼酎	G10	G11		G12			G13	
④ 單式蒸留焼酎	G14	G15		G16			G17	
⑤ みりん	G18	G19		G20			G21	
⑥ ビール	G22	G23		G24			G25	
⑦ 果実酒	G26	G27		G28			G29	
⑧ 甘味果実酒	G30	G31		G32			G33	
⑨ ウイスキー	G34	G35		G36			G37	
⑩ ブランデー	G38	G39		G40			G41	
⑪ 原料用アルコール	G42	G43		G44			G45	
⑫ 発泡酒	G46	G47		G48			G49	
⑬ その他の醸造酒	G50	G51		G52			G53	
⑭ スピリッツ	G54	G55		G56			G57	
⑮ リキュール	G58	G59		G60			G61	
⑯ 雑酒	G62	G63		G64			G65	
合計(①~⑯の計)	G66	G67		G68			G69	
粉実酒(単位:g)	G70	G71		G72			G73	

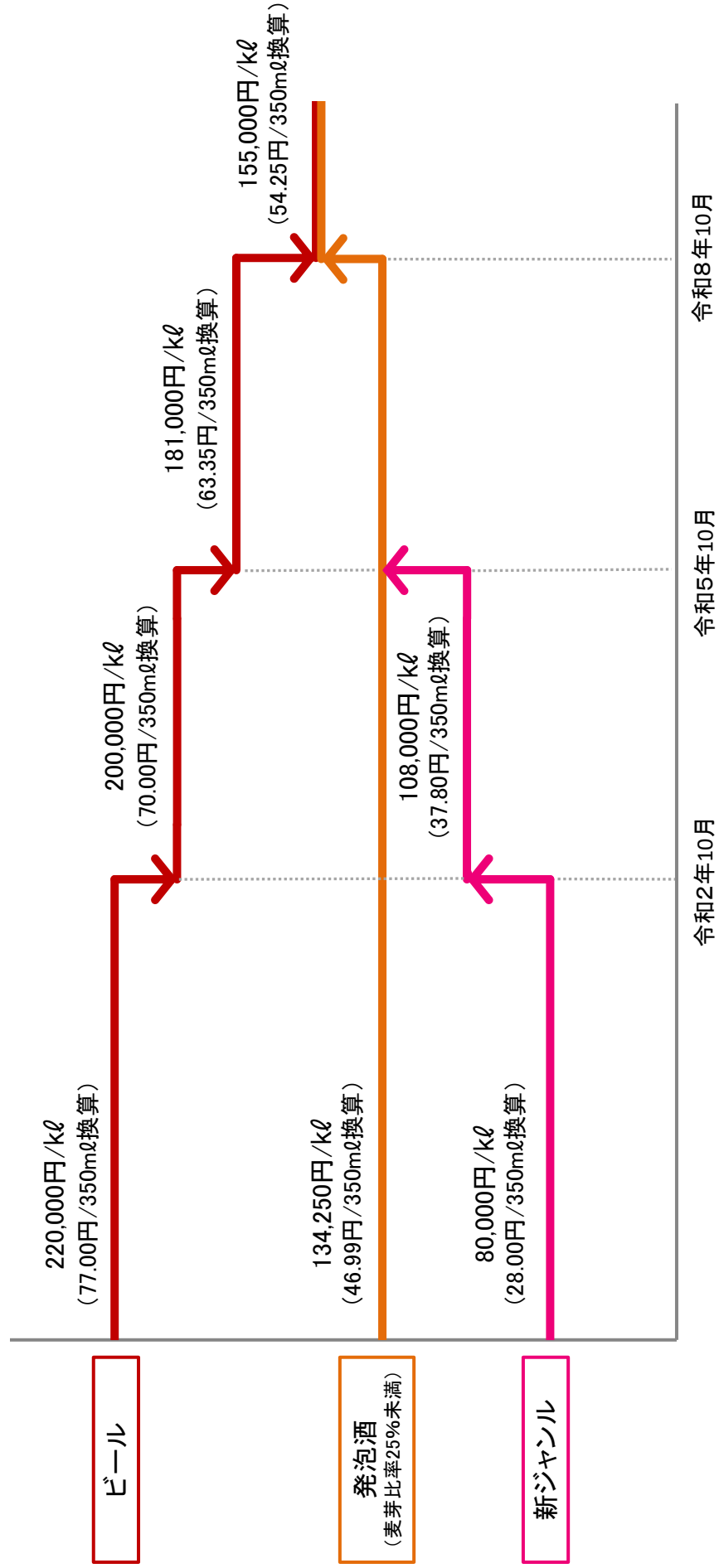
識別コード

書面提出の場合、令和8年9月24日以降は、最新のA I - O C R様式で提出をお願いします。

引き続き書面でも提出はできますが、多くのメリットがあるe - T a xのご利用をお願いします。

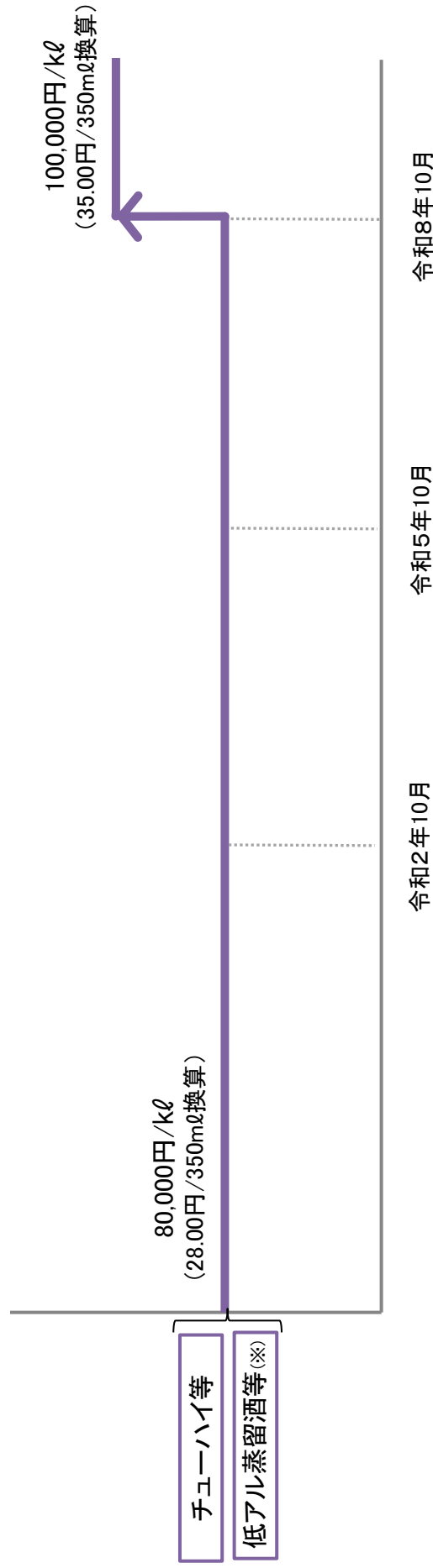
税率構造の見直し(ビール系飲料)

- ビール系飲料の税率については、令和8年10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する。
- 消費者の負担が急激に変動することにならないよう、税率見直しは3段階に分けて行い、第1段階は令和2年10月に、第2段階は令和5年10月に実施する。



税率構造の見直し(チューハイ等)

- ビール系飲料以外の「その他の発泡性酒類」(チューハイ等)の税率は、「果実酒」など他の酒類の税率とのバランスや、アルコール健康障害対策基本法の下での不適切飲酒の誘因防止の取組も踏まえ、1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)に引き上げることとし、令和8年10月に実施する。
- これにあわせて、低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率についても、令和8年10月に引き上げる。
 (現行) 1kℓ当たり 80,000円(350mℓ換算28円)、アルコール分 9度以上の場合には加算あり
 (案) 1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)、アルコール分11度以上の場合には加算あり



(※) 低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)